

9 大都市に対する大幅な事務・権限の移譲及び財源措置の確保について ～地域主権の時代にふさわしい大都市制度の創設を展望して～

(内閣府・総務省・財務省)

現行の政令指定都市制度は、大都市に対する「暫定的な制度」として創設され、特例的・部分的で一体性・総合性を欠いた事務配分になっており、大都市の役割分担に応じた税財源措置がなされておらず、道府県との役割分担が不明確で「二重行政」の問題があるなど、大都市行政を総合的に実施するための制度としては不十分なものとなっています。

平成 16 年 5 月に内閣総理大臣に提出された地方分権改革推進会議の最終意見では、「政令指定都市については現在の都道府県と同等の権限を有することを目途に、権限移譲を進めることが必要である」として、政令指定都市制度の見直しの方向性が示されています。

こうした状況を踏まえ、地方分権改革推進法に基づいて、現在、検討が進められている地方分権改革においては、大都市への一層の事務・権限の移譲を積極的に推進し、大都市の行財政需要に対応できる所要財源を確保するため、消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合を拡充強化するとともに、道州制をも見据え、政令指定都市制度を抜本的に見直し、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる、地域主権の時代にふさわしい大都市制度を創設するよう要望します。

要望事項

- 1 大都市に対する道府県と同等の大幅な事務・権限の移譲
- 2 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合の拡充強化
- 3 道州制を見据えたうえでの、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる、地域主権の時代にふさわしい大都市制度の創設

主な要望先：内閣府（大臣官房総務課） 総務省（自治行政局行政課） 財務省（主計局主計官）

京都市の担当課：総務局 総務部 行政改革課長 長谷川一樹 TEL 075-222-3050

理財局 財務部 主計課 資金調達・財源調整担当課長 神谷佳孝 TEL 075-222-3290

<参考>

○ 指定都市共同での国等への最近の意見表明

- ・ 真の地方分権について、①地方との合意のもとで進めること、②早期に第二期地方分権改革の工程表を明らかにすること、③地方分権改革推進委員会の委員の人選にあたっては、大都市の実情に精通した方を含めることを強く要請する「第二期地方分権改革の推進に関する指定都市のアピール」（平成 18 年 12 月）
- ・ 第二期地方分権改革の推進に向けて、①改革という名のもとに、国の財政再建を優先し、地方に負担の押しつけを行わないこと、②地方間の税収格差の議論の前に、まずは、国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること、③真の分権型社会にふさわしい新たな大都市制度を創設することを強く要請する「第二期地方分権改革の推進に向けた指定都市のアピール」（平成 19 年 5 月）
- ・ 「第二期地方分権改革に対する指定都市の基本的考え方」、「分権型社会にふさわしい大都市制度のあり方」を示すとともに、特に市民生活に関わりの深い施策分野（教育、子育て支援、まちづくり、災害対策）において見直すべき代表的な事例提案を行う「第二期地方分権改革に関する指定都市意見（第 1 次提言）」（平成 19 年 8 月）
- ・ 第二期地方分権改革の着実な推進に向けて、①指定都市制度の抜本的見直し、②地方税財政制度の充実、③地方の意見の反映、④政府の一体的な取組について要請する「地方分権の着実な推進を求めるアピール」（平成 19 年 12 月）
- ・ 地方分権改革推進委員会の勧告に向けて、7 つの施策分野（土地利用、河川海岸、道路、生活保護、国民健康保険、子育て支援、義務教育）における改革の方向性を示し、具体的な提案を行う「第二期地方分権改革に関する指定都市意見（第 2 次提言）」（平成 20 年 2 月）